

八王子市 第五次特別支援教育 推進計画

概要版

八王子市教育委員会

計画の方向性

- 1 市立小・中学校及び義務教育学校において、特別な支援を必要とする児童・生徒への指導力の向上と特別支援教育への理解を一層深めます。
- 2 障害の有無にかかわらず、次世代を担うすべての子どもたちが自立と社会参加を目指し、自己の能力を十分に発揮できる教育環境を整備します。
- 3 関係機関との連携を計画的に進め、切れ目のない支援を推進するとともに、特別支援教育の理念や基本的な考え方が市民全体に共有されることをめざします。

第五次計画の基本的な考え方

1. **令和5年度(2023年度)からの3年間の具体的な取組を示します**
令和5年度(2023年度)から7年度(2025年度)までの期間における特別支援教育に関する目標と施策、また、そのための具体的な取組を示します。
2. **市が行うこと、学校が行うこと、地域や市民と協働することを明確に示します**
区市町村は、法律に基づき、支援の必要な子どもへの教育の機会を保証し、対象児童・生徒一人ひとりのニーズに即した教育の場を整備しなければなりません。この計画では、市として、学校として特別支援教育を実施するための環境整備に向けて何をすべきか、また、地域や市民の皆さんと協働して取り組んでいくことを明確に位置付けます。
3. **今後の社会状況の変化や法改正等に対応できる柔軟性を持った計画にします**
特別支援教育は、対象の児童・生徒数の変化や保護者ニーズに加え、福祉関係や医療関係も含めた社会の変化による影響を受けることがあるため、その動向に注意しながら適宜必要な見直しを図れる柔軟性をもたせます。
4. **市における他の計画との整合性を図ります**
市教育委員会における「ビジョンはちおうじの教育」、子ども家庭部の「ビジョンすくすく てくてく はちおうじ」、福祉部の「八王子市障害者計画」等、関連する計画との整合性を図ります。

基本理念

周囲の人たちに支えられ、すべての子どもが障害の有無にかかわらず、共に学び、互いを尊重し、助け合い、社会で自立できるよう、育成する。

基本目標

基本目標 1 特別支援教育を推進する体制の整備

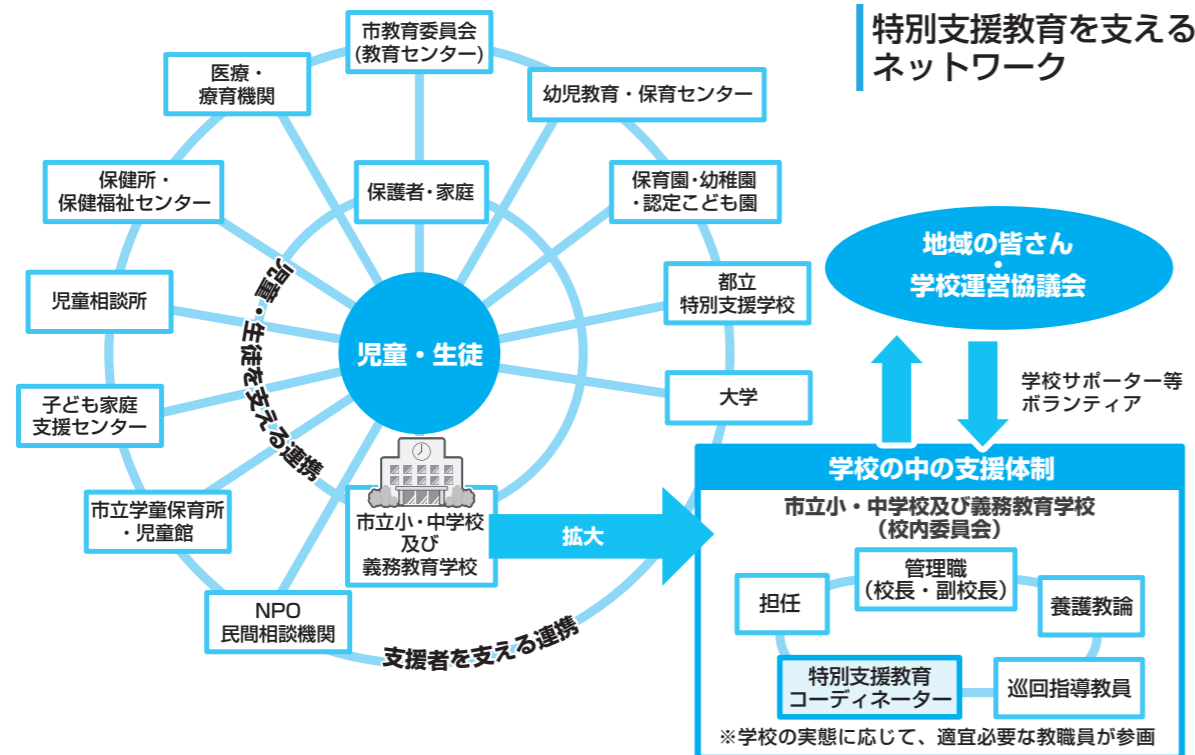
特別支援学級や特別支援教室、そして通常の学級を含む全ての市立小・中学校及び義務教育学校において、その児童・生徒の特性や障害に応じた適切な指導や学習の機会が得られるよう、教員の指導力の向上と学校における指導・支援体制の更なる充実を図り、インクルーシブな教育を推進します。

基本目標 2 特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育の充実

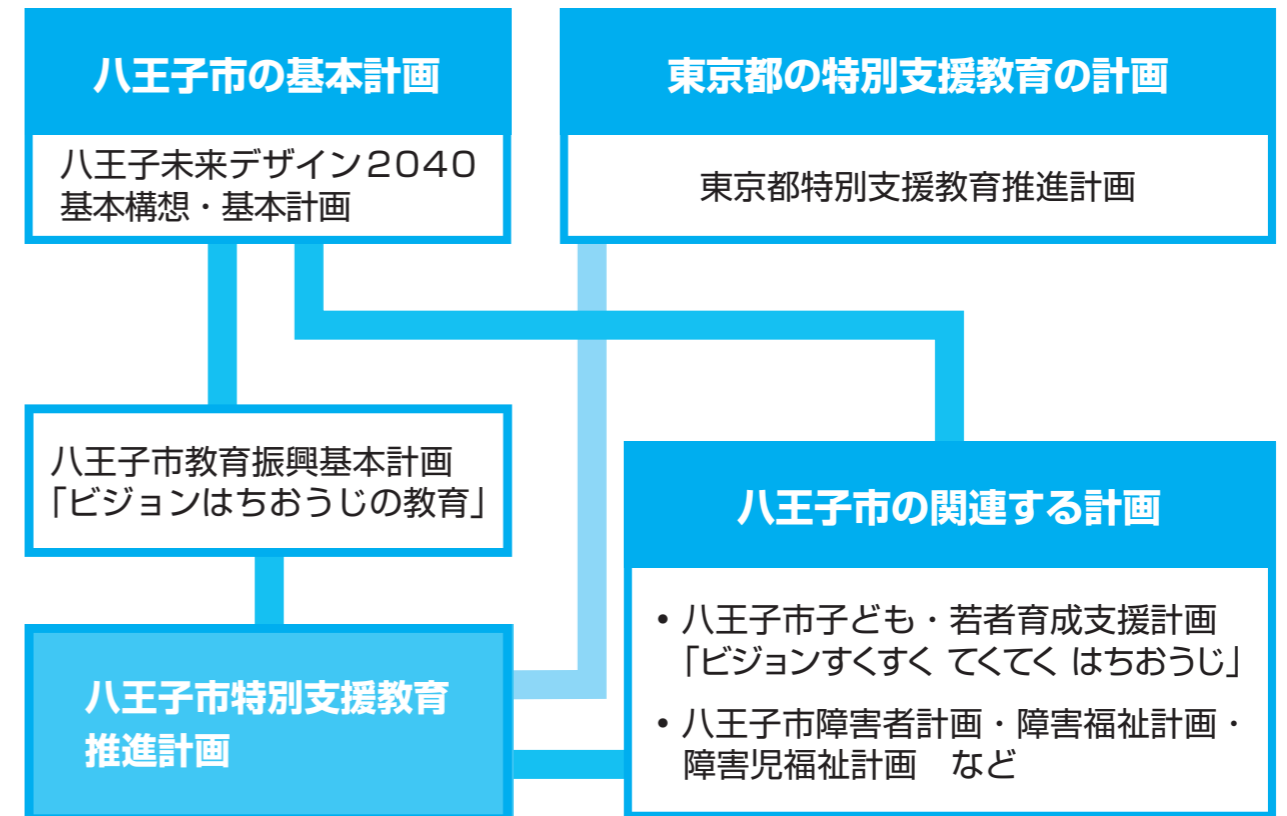
特別支援学級における義務教育9年間を見通した指導体制の構築や特別支援学級及び特別支援教室拠点・巡回校の再編など、特別支援教育の体制の更なる充実を図ります。

基本目標 3 共生社会の実現を目指した地域連携

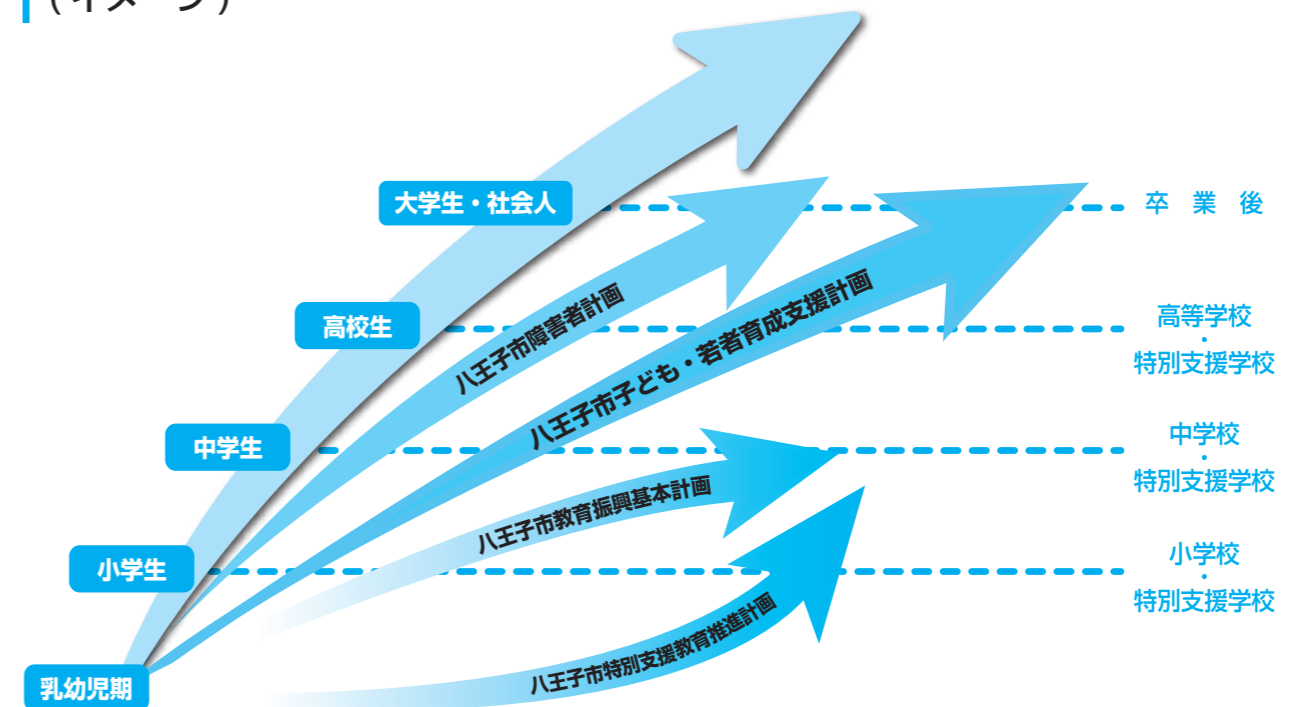
共生社会の実現に向けて、学校や関係機関、市の関係各課等と連携し、乳幼児期から学校卒業後の社会参加までの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、子どもたちを地域全体で支える仕組みづくりを推進していきます。



計画の位置付け

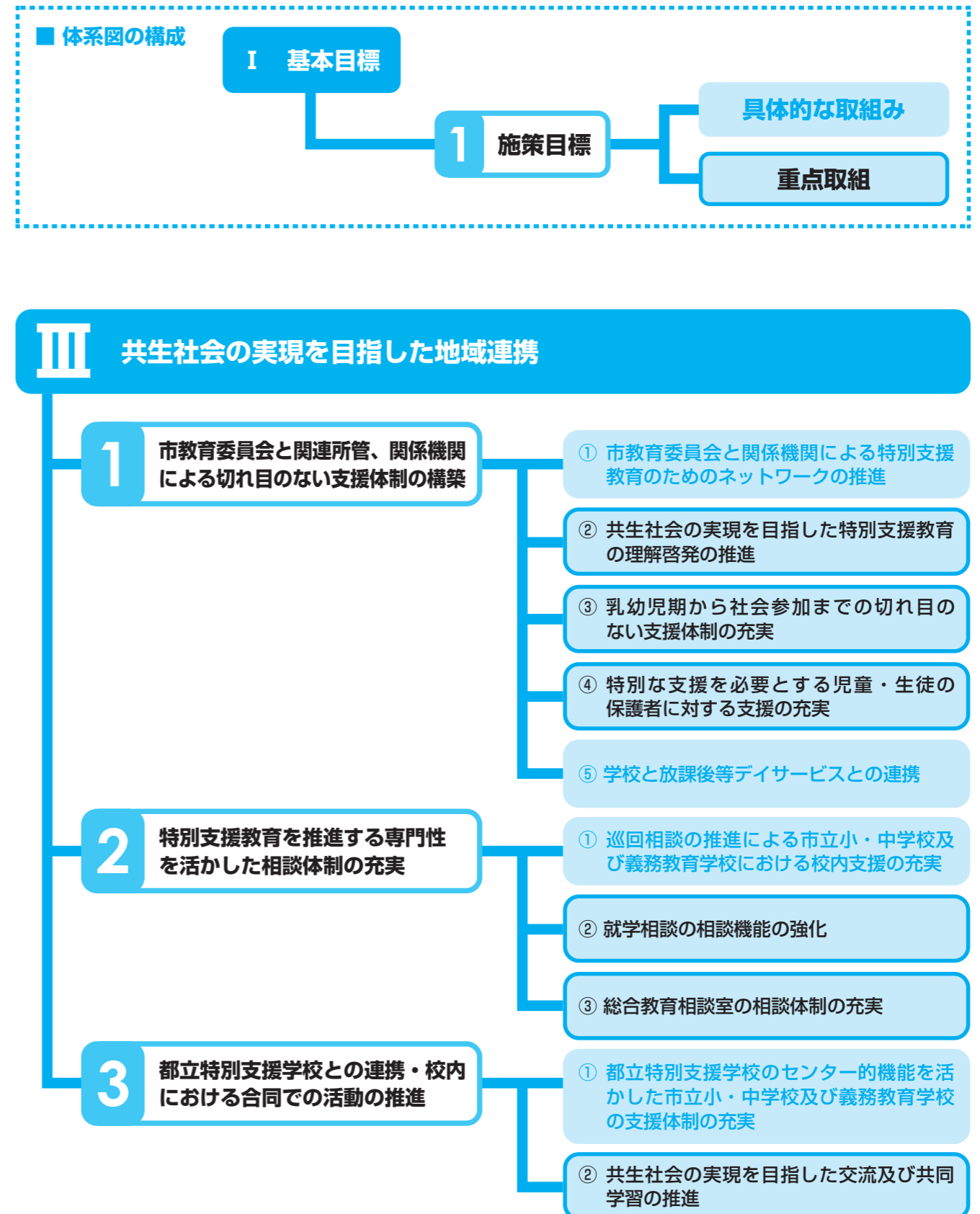


子どものライフステージと市の諸計画との関連性 (イメージ)



計画の体系図

3つの基本目標の達成に向けて具体的に取り組むために、第五次計画を次のように体系化しました。



用語解説

ここでは、第五次計画に出てくる主な専門用語を中心に解説してあります。また、参考となる資料についても掲載しました。

(用語・資料引用先:特別支援教育ハンドブック令和4年度(2022年度)版 教育指導課 発行)

学校サポーター

学校サポーターは、学級担任の指導を支え、特別な支援を必要とする児童・生徒やその学級の支援をすることが目的の八王子市独自の有償ボランティアです。

校内委員会

支援が必要な児童・生徒の実態把握をしたり支援の方法を検討したりするため、学校は特別支援教育について校内委員会を設置します。

- 主に、管理職(校長・副校長)、特別支援教育コーディネーター、対象児童・生徒の担任、養護教諭、巡回指導教員で構成しますが、学校の実態に応じて、適宜必要な教職員が参画します。
- 既に設置されている他の委員会の中にその機能を置くこともできます。
- 児童・生徒の状態により、定期的に開催、又は随時開催します。
- 各校にいるスクールカウンセラーの勤務日に合わせて開催し、関わってもらうことが効果的です。

インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年(2012年)7月 中央教育審議会初等中等教育分科会 より抜粋)

交流及び共同学習(副籍)

副籍は、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校(地域指定校)に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のことです。

現在八王子市では、都立八王子特別支援学校など6校の都立特別支援学校との副籍を実施しています。

- 交流の種類と方法
 - ・ 間接交流…学校便り等の交換・学校行事の案内の交換、作品や手紙の交換 等
 - ・ 直接交流…学校行事への参加、教科等における交流及び共同学習(※直接交流は、保護者が付き添うことが原則です。また、在籍校で授業を受けることが一番大切なことですので、交流の内容や回数は、児童・生徒の様子、両校の状況を考慮して進めます。)
- ※参考:「副籍ガイドブック」(平成26年(2014年)3月 東京都教育委員会)

合理的配慮

- (1) 障害者の権利に関する条約「第二十四条 教育」においては、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。」を位置づけています。
- (2) 同条約「第二条 定義」においては、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。(文部科学省HP)

はちおうじっ子マイファイル

障害の有無にかかわらず、八王子市に生まれたお子さんにお配りし、乳幼児期から就学、就労、社会参加までの間でお子さんに関わる医療や福祉、教育などの情報をひとつにまとめて切れ目ない支援に役立てようという、八王子市の施策です。保健福祉センターの赤ちゃん訪問でお配りするほか、教育センターなどでも必要な方に差し上げています。

都立特別支援学校(知的障害・肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・病弱)

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています(学校教育法第72条)。

特別支援学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部、高等部専攻科があり、単一の障害を有する幼児・児童・生徒で構成される一般学級と、複数の障害を有する生徒で構成される重複障害学級があります。また、自宅からの登校が困難でなおかつ重度の障害であったり、病院に長期で入院している場合、教員が生徒の自宅や病院へ出向いて指導を行う「訪問学級」を置いている学校もあります。

知的障害特別支援学級

知的障害特別支援学級は、知的な発達に遅れがあり、人との意思疎通に軽度の困難があって日常生活で一部の援助が必要な程度で、食事、衣服の着脱、排泄などに支障がない児童・生徒が対象です。

特別支援教室

特別支援教室は、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童のうち、知的障害がなく発達障害等がある児童・生徒が在籍学級における授業の一部を抜けて、校内に設置された専用の教室で指導を受けるものです。

平成28年度(2016年度)から段階的に子どもが通う通級の形式から教員による巡回指導に変わりました。八王子市の小学校では平成30年度(2018年度)、中学校では令和2年度(2020年度)に設置を完了しました。

【拠点校と巡回校】

拠点校:今まで情緒障害等通級指導学級があった学校です。巡回指導教員の勤務する拠点として、それぞれの巡回校を受け持ちます。

巡回校:新たに校内に「特別支援教室」を設置し、巡回指導教員が来てそこで指導が受けられます。

特別支援教室に配属され、巡回指導教員や巡回してくる都の臨床発達心理士等との連絡・調整、児童・生徒の行動観察や指導の記録の作成などの業務を行う職員を特別支援教室専門員といいます。

難聴・言語障害通級指導学級

本市の難聴・言語障害通級指導学級は、「きこえの教室」「ことばの教室」という名称です。例えば補聴器の使用によっても話し声を理解することが困難で、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒や、吃音(つっかえる話し方)や発音の誤りなどがある児童を対象としています。

東京都や本市の関連計画など

東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画 R4（2022）～R6（2024）

「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」を基本理念として、令和4年(2022年)3月に、これまでの「東京都特別支援教育推進計画(第一期)・第一～三次実施計画」及び「東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画」を受け策定。

第二次実施計画では、＜方向性1＞特別支援学校における特別支援教育の充実、＜方向性2＞小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実、＜方向性3＞変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進、＜方向性4＞特別支援教育を推進する体制の整備・充実、の4つの方向性が示されている。

東京都教育委員会 関連ホームページ

http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/school/special_needs_school/special_needs_education.html

第3次八王子市教育振興基本計画「ビジョン はちおうじの教育」(教育総務課) R2（2020）～R6（2024）

市の基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」に掲げる都市像の「生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」を実現するため、第2次八王子市教育振興基本計画「ビジョン はちおうじの教育」を見直し、第3次八王子市教育振興基本計画「ビジョン はちおうじの教育」を策定しました。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/002/kyouikusinnkou/p023807.html>

八王子市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(障害者福祉課) R3（2021）～R5（2023）

障害のある方とその家族に、地域住民とともに支えあいながら住み慣れた地域で生き活きと暮らしていただくため、このほど障害者基本法第11条に基づいて障害者のための施策に関する基本的な事項を定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条に基づいて生活支援に関する具体的な目標値を定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条に基づく障害児通所支援等に関する具体的な目標値を定める「市町村障害児福祉計画」として、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までを計画期間とする「八王子市障害者計画」、「第6期八王子市障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定しました。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/001/p029051.html>

「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」(障害者福祉課) H24（2012）～

平成24年(2012年)4月、市では、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者の差別をなくすための取組みを推進するため、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を制定しました。条例の目的は次のとおりです。

- 市民及び事業者が障害者に対する理解を深める。
- 障害者への差別をなくすための取組みについて基本理念を定め、その取組みに係る施策を総合的に推進する。
- 障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与する。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/010/p004338.html>

八王子市第五次特別支援教育推進計画 一概要版一

2023年3月

発行 八王子市教育委員会

編集 学校教育部教育指導課 教育センター

電話 042-664-1135(直通) FAX 042-662-2988

メール b302700@city.hachioji.tokyo.jp

あなたのみちを
あるけるまち。
八王子